

## 令和5年度 第2回八潮市外部評価委員会 議事録

開催日時	令和5年10月23日(月) 午前9時30分から正午まで	開催 場所	生涯学習館 セミナー室4
出席者 (敬称略)	委員長：島根 秀行 委員：若尾 岳志 清水 努 齋藤 洋子 所 真紀子		
欠席者	—	傍聴 者数	0人
審議内容及び 審議結果の概要	令和5年度第2回八潮市外部評価委員会 1. 開会、あいさつ 2. 議事 (1)外部評価 ①八潮市知的障害者生活サポートセンター【障がい福祉課】 ②八潮市障がい者福祉施設虹の家(現地視察)【障がい福祉課】 ③八潮市障がい者福祉施設虹の家【障がい福祉課】 3. その他 4. 閉会		
提供資料	資料1: 令和5年度第2回八潮市外部評価委員会次第 資料2: 令和5年度第2回外部評価委員会年次事業評価シート 資料3: 令和5年度第2回外部評価委員会外部評価シート 参考資料1: 八潮市知的障害者生活サポートセンター参考資料 参考資料2: 八潮市障がい者福祉施設虹の家参考資料 参考資料3: 外部評価シート【年次事業評価編】における評価基準 参考資料4: 令和5年度第2回八潮市外部評価委員会タイムスケジュール		

## 【議事詳細】

### 令和5年度 第2回八潮市外部評価委員会

#### 1. 開会、あいさつ

#### 2. 議事

##### (1) 外部評価

番号・事業名	①八潮市知的障害者生活サポートセンター	担当課	障がい福祉課
年次事業評価 に対する主な 質問	<p>(1) 年次事業評価シートの施設の利用状況で、来館者数は、生活サポートセンターに来館された方の1年間の延べ人数ということによいか。 →人数の内訳について、サポート事業（一時預かり）は、新型コロナウイルスの影響もあり、合計18名と少なかったが、学習支援を毎週土曜日にサポートセンターで実施しており、学習支援の人数が合計で262名となっている。サポート事業と学習支援を合わせた人数が来館者数となっている。 ただし、生活サポートセンターの事業の性質上、来館されている方だけが利用者ということではなく、電話相談や保護者からの問い合わせ等が、毎日ではないが、1週間に何度もあり、1人当たりの相談時間が1時間以上になるようなケースも多いと伺っている。同じ方でなかなか困りごとが解決せず、何度もお電話をいただいたり、緊急性が感じられる、支援の必要の度合いが大変そうだという場合には、ご自宅に訪問して話を伺うなど、来館者数に表れていない実績がある。</p> <p>(2) 「特定非営利活動法人たらちね」は、八潮市で数か所経営されているみたいだが、インターネットで検索したところ、人員が足りないと書いてあるが、体制に問題はないのか。 →いろいろな事業所を運営している法人であるが、途中退職等があるため、充足されていないという状況はあるかもしれないが、運営に関し支障が出ているといったことは、他の事業所も含めて今のところはお伺いしていない。</p> <p>(3) 職員1人で電話対応は可能なのか。また、就労Bを経営したい、自分でやりたいという方がいるが、なかなか難しいという話をよく聞く。新しい方がこういうところに入ってくるっていうのは難しいのか。 →そういうことはない。サポートセンターについては、相談に応じる場所であり、常勤が1人いるが、虹の家と一つの建物の棟続きとなっているため、1日中電話に張り付いているということではなく、虹の家も兼務しており、一体となっている。 また、利用に関しては、サポートセンターには定員はないが、虹の家は定員が20人となっている。昨年度末の登録は、体調不良で入院やお休みの方も含め19人が登録されているという状況で、1人分の空きがある。新しい方がご相談になりたい、学校を卒業した後に生活介護の事業所に通いたいといったご相談があるので、市内にいくつか施設があるので、そちらを紹介すると、市内だけではなく、近隣にもいくつか施設があるので、どこかしら見学していただいた結果、行っていただくこともあると思うが、市役所で把握している限り、卒業してどこにも行けないとか、いっぱい断られてしまったということは、通所施設に関しては、現時点ではお伺いしていない。 入所施設については、県の方で入所調整ということでやっており、何人待ちという状況があるが、日々通っていただく施設については、比較的施設が増え、選択の幅も増えているため、施設によっては定員がいっぱいのところもあるかもしれないが、どこか紹介ができるような状況となっている。</p>		

- (4) 収支計算書の中に雑収入があるが、どういった収入か。  
→生活サポートセンターとして、相談したらいくらかかるといったことはないが、学習支援の他、一時預かりをやっている。一時預かりの利用者の方の登録料や利用料がこの雑収入である。新型コロナウイルスの関係で見込みよりもだいぶ利用者が減ってしまっているということがあり、決算と予算でだいぶ少なくなり、全体の収支もマイナスになっている。雑収入の面で見込めなかったところが、決算にも影響している。
- (5) 一時預かりや学習支援も、生活サポートセンターの事業ということでよいか。  
→そのとおり。
- (6) 一時預かりは、緊急なときに預かってくれるというものか。登録等は必要になるのか。  
→登録があり、年間何時間ということで、支給決定をさせていただいている。
- 一泊するというのか。  
→一時預かりであるため、日中となる。送迎も含め、お預かりをしている。
  - 何歳から何歳までと決まっているのか。  
→児童もやっており、年間 150 時間以内という、1 人当たり利用の上限がある。一時預かりや送迎サービスに登録しておいて、施設の状況により、急に今からというのは難しいかもしれないが、施設に依頼をしていただく。どうしても都合が悪いという日があれば、施設の方がお迎えに行き、日中にご利用いただき、夕方に自宅へ送り届けることとなる。
  - 学校が終わった後とかに利用する方が多いのか。  
→学校が終わった後は放課後等デイサービスを利用される方が多いかと思うが、例えば、学校に通ってなくて、親御さんが病院に行くので、その間預かってほしいとか、そういったときに利用される。登録していただいた方であれば、その方の状況（家の場所、家族構成）等を事前に把握していると思うので、利用したい方が状況に応じ、施設へ申し込みをして、利用していただく。
  - 何時まで対応しているのか。  
→サポートセンターの開館時間が 6 時までとなっているため、その時間の範囲の中で、実施していただく。

番号・事業名	②八潮市障がい者福祉施設虹の家（現地視察）	担当課	障がい福祉課
年次事業評価 に対する主な 質問	<p>(1) 今日の利用者は普段より多いか。            →今日はお休みの利用者が多い。お休みの利用者が4～5名いる。今日は13～14名程度の利用者がいるが、普段は20人近い人数となる</p> <p>(2) 分別作業等をしていたが、国からいただくお金で経営しているのか。            →分別等の仕事の作業収入については、利用者に均等に分配しており、利用者の工賃として支払いをしている。</p> <p>(3) 受ける仕事の波はあるか。            →最近では、コロナの時に仕事をいただけなくなり、利用者の作業が何もすることがないということで、困ったときがあった。</p> <p>(4) 花や野菜等の作業はあるのか。            →畑はないが、周辺を使い、花壇を畑みたいにして、例えば袋で作るじゃがいも等をやっている。</p> <p>(5) 作業スペースは、一人一テーブルか。            →資源分別のほうは大きいスペースが必要になるため、一テーブルになるが、作業については小スペースでできるため、2人で座っていただくこともある。</p> <p>(6) 就労支援Bは今はやっていないのか。            →やっていない。就労のときの名残で、利用者は作業が好きなこともあり、主に作業をする時間が週のほとんどを占めている。</p> <p>(7) 利用にあたり選考はあるのか。例えば、一定の作業ができるといった制限はあるのか。            →定員までは入れる。ただし、生活介護であるため、区分3以上の方でないと入れない。歩き回る方もいれば、薬の影響で眠気が強い方もいる。生活介護であるため、利用者それぞれのペースに合わせて支援をしている。</p> <p>(8) お昼ご飯はどのように対応しているのか。            →お昼ご飯は仕出し弁当を頼む方や、自宅からお持ちいただく方がいるが、お昼ご飯についてはご家庭で決めていただく。ほとんどの方は、仕出し弁当を頼まれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同じお昼休み時間で、全員で一緒に食べているのか。              →利用者全員で一緒に食べている。</li> <li>・ どういう日常を送っているのか。              →8時半から送迎がスタートし、全員揃ってから朝の会、そして作業の流れとなる。10時くらいから作業が始まる。</li> </ul> <p>(9) 定員は何名か。それに対し、従業員は何名いるのか。            →定員は20名であり、従業員は、日にもよるが1日8名程度となる。</p>		

- (10) 国からの補助は、一人当たりいくらか。  
→区分によって金額が変わるため、一律で一人当たりの金額は決まってい  
ない。全体では、年間 3,000 万円程度である。
- ・ 利益を生み出すために、国からの補助以外で、何か努力されていることはあ  
るか。  
→基本的には利用者を増やし、補助額を増やすこととなる。
- (11) 建物が結構古いという印象だが、不便はないか。冬場はなかなか暖房が効き  
にくいとか、そういったことはないか。  
→今のところそういった不便はない。
- (12) 送迎を利用されている方はいるか。  
→ほとんどの利用者が送迎を利用している。
- (13) 建物は何年くらい経つのか。  
→建物自体は 25 年くらいかと思われる。
- (14) 今現在、利用者は八潮市内の方だけか。  
→そのとおり。
- (15) ここに来る方は、一生ここで働いていくのか。  
→制限はないため、希望される限りは、ここで作業することができる。
- (16) 最高齢の方は何歳くらいか。  
→ 50 半ばである。
- ・ 50 半ばでは、親は 80 歳を超えてくると思うが、両親ともに亡くなった場合  
は、その方はもう通所できなくなるのか。  
→グループホームから通うこともでき、実際にそういう方もいる。
- (17) そういう方はたくさんいるのか。  
→たくさんはいないが、何名かはいる。急に環境変わると、本人にとっても好  
ましくない。両親が亡くなっても、通っていただけるように考えている。
- (18) 高齢になる方は多くいるのか。  
→利用者はどんどん高齢になっている。25 年が経過するため、当初 20 歳で入っ  
た利用者も今では 40 代になっている。
- (19) 高 3 の子が卒業して、本当はここに入りたいが、入れないということはある  
のか。たくさんの方が利用を希望されるのか。  
→今の利用者はずっと利用していただいているが、入れ替わり等で今のところ  
定員でお断りしたことはない。家庭の事情で他の施設にいかなくてはいけ  
ない方もいる。年間 2~3 名いれば多いと感じており、いないときもある。

番号・事業名	③八潮市障がい者福祉施設虹の家	担当課	障がい福祉課
<p>年次事業評価 に対する主な 質問</p>	<p>(1) 特定非営利活動法人たらちねで、「サポートセンター」と「虹の家」で事業として分けて取り扱っているかと思うが、分けている理由は、根拠規定の問題か。 →事業として分けている理由については、「虹の家」の事業は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき実施しており、埼玉県への体制等の報告や、収支計算書の2行目にある「訓練給付費」について、利用者の区分、支援の必要度に応じて、単価が法律の中で定められているが、生活サポート事業については、総合支援法に含まれる事業ではないため事業として分けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経費の面では、生活サポートセンターは基本的に市が補助をすることになっており、虹の家は、国の基準に基づいて行われるが、実態としては、相互に補充し合う部分もあるということでしょうか。 →結果として、そのような形になっている。</li> </ul> <p>(2) 現在、登録は19人だが、入院等で実際に利用されている方は16人ということだったが、入院の場合は、区分にかかわらず、虹の家には一切利用料は入ってこないのか。 →利用人数や利用者の区分に応じて、給付費が入ってくることになるため、通う方が少なくなると、給付費も少なくなる。</p> <p>(3) 虹の家の雑収入は、どのような内容のものが含まれているのか。 →生産活動の作業工賃が計上されている。</p> <p>(4) サポートセンターの話になるが、一時預かりの利用料が雑収入に計上されているということだったが、年次事業評価の中で、利用料金に関して評価をしていないのはなぜか。 →例えば、楽習館であれば、何時間借りると幾らか料金が生じるかと思うが、サポートセンターで相談をされたり、実際に施設に来られて、相談室でお話をされるといった、生活サポートセンターを利用することに対して、料金は発生していないため、評価対象外としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時預かりは、料金をいただいて実施しているが、同じことではないのか。 →サポートセンターで実施している一時預かりの事業については、一時預かりの事業を使った場合に、所得に応じて登録料をいただいているが、その事業に要して利用者が支払うものについては、利用料金としては含めていない。</li> <li>・ 別事業ではないということでしょうか。 →サポートセンターの中で実施している事業であるが、生活サポート事業は生活サポート事業実施要綱があり、要綱に基づき、一時預かりや送迎サービスを実施している。</li> <li>・ 一時預かりの収入が、指定管理の収支に計上されているのはなぜか。 →あくまでも、センターの相談業務といったことに対する利用料金という判断で評価対象外としているが、利用料金の評価については、精査してまいりたい。</li> </ul>		

- ・ 別事業であるならば、サポートセンターの評価基準は、相談件数や施設管理の部分でないかと思う。資料には一時預かりや学習支援の話が含まれていたが、この部分については外さなければいけないと思う。

→相談業務とサポート事業と学習支援については、サポートセンター内で実施されている事業ということで、まとまっているところがあり、わかりにくいところがあるため、改善の余地はあると考えている。

- (5) 就労継続支援Bから生活介護に移行されたという話があったが、どういう事情で移行されたのか。

→これまで就労継続支援ということで、支援の内容や基準が違うが、通われている方が年齢を重ねられてきたということがあり、なかなか作業自体も就労継続としての実施が難しくなってきたという状況がある。就労を主にする施設ではなく、日中を過ごして、利用者に合わせた無理のない作業をやっていただくということにしたいということで、数年前から相談があり、今回の虹の家の指定管理の期間更新に合わせて、事業内容を見直し、生活介護に変えたということである。

- (6) サポートセンターは、虹の家の利用者の人に限った相談窓口ではないということでしょうか。

→知的障害をお持ちの方やそのご家族の方の相談を広く受け付けており、利用について通っている方といった制限はない。

- ・ ほぼ一体な形で運用がされているが、併設されていることによる弊害は特になのか。虹の家に併設されていることで、相談する方が相談しにくいといったことはないか。

→そういったことは伺ってない。サポートセンターの話になるが、当初は、同じ法人が虹の家とサポートセンターをそれぞれ運営していくということで、業務に合わせ、場所や体制も含め、個別で実施するよりは、メリットもあるかと思うが、利用状況として、生活サポートセンターについては、設立当初は相談や、一時預かりといった機能を有する事業所がほかにあまりないという状況があったが、同じような機能を持つ事業所が、民間などを含め、だいぶ増えてきており、選択肢も増えている状況がある。指定管理期間が令和8年3月までだが、今後について、検討していく必要があると考えている。

- (7) 他社民間の障害者施設で、水増し請求をしていたというのを聞いたことがあるが、実際に施設に確認しに行くことはあるのか。

→請求の内容について、市で請求チェックをしており、請求に誤りがあるとエラーが出たり、書類やデータをいただき、毎月確認をしている。こちらの施設に限らず、全体の中でチェック機能は実施している。

- (8) 「サポートセンター」と「虹の家」で、電話や水道光熱ガス等の分けはどのようにしているのか。

→例えば、電話はそれぞれサポートセンターと虹の家で折半しているが、コピー機は契約が1本ということもあり、虹の家で使っているということ、サポートセンターでの利用がないということがあり、虹の家の方で支出している。また、ゴミ処理に関しても、大半が虹の家で生じるものであり、サポートセンターで生じるものがないため、廃棄物の委託料は虹の家の方で支出している。厳密に案分する場合、ゴミの量を測ることが難しいということもあり、ある程度電気や水道といった折半できるものはそれぞれで支出し、施設を一体として捉えてしまっている部分や性質上なじまないものもあるため、できる範囲で折半できるように対応している。